

オンライン資格確認および医療情報・システム基盤体制充実加算について

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の運用を令和5年5月8日より開始します。オンライン資格確認の導入により、患者さんの同意があれば、診療情報を受診した医療機関同士で共有できるため、検査や投薬の重複、起こりうる薬剤の相互作用などを医療機関側が直接確認することが可能となります。

カードの破損やシステムの不具合により操作が正常に行えなかった場合に備え、当面の間は、健康保険証もご持参ください。なお、これまで通り健康保険証をご提示いただいても受診も可能です。公費負担医療制度をご利用の際も、これまで通り証明書の原本提示が必要です。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

1. オンライン資格確認とは

健康保険証と連携したマイナンバーカード（マイナ保険証）でご本人確認を行います。同意をいただくと、他医療機関の受診歴や薬剤情報を、当院が直接確認することができます。

※マイナ保険証を利用するには、患者さん自身で事前に登録が必要です。詳しくはデジタル庁のマイナポータルサイト、または厚生労働省のホームページをご確認ください。

2. 医療情報・システム基盤体制充実加算とは

オンライン資格確認システム導入に伴い、厚生労働省の通達で新設された診療報酬点数です。これに伴い、健康保険適用で受診した際の診察料が、負担割合により以下の通り加算されます。

◆初診時

- ・マイナ保険証を用いてオンライン資格確認を行い、情報の取得に同意した場合 ⇒ 2～6円
- ・マイナ保険証の有無にかかわらず、他の医療機関からの紹介状を持参した場合 ⇒ 2～6円
- ・マイナ保険証を用いてオンライン資格確認を行い、情報の取得に同意しない場合 ⇒ 4～12円
- ・カードの破損や電子証明書の失効などにより、資格確認が行えなかった場合 ⇒ 4～12円
- ・マイナ保険証は用いず、健康保険証の提示で受診した場合 ⇒ 4～12円

◆再診時

- ・マイナ保険証利用の有無による加算はありません。